

令和3年度山梨県介護支援専門員研修 見学・観察実習について

○新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、実務研修受講者に係る実習について以下の通り通知します。

【受講生】

- ・原則実習先の指示に従うこと。急遽実習先の方針で実習実施が不可能となった場合、事務局まで連絡してください。
- ・実習内容については原則オリエンテーションのプロセス通り行って頂きますが、感染予防の観点から事業所が実施不可と判断したプロセスについては、出席確認表の該当項目は空欄で良いです。（評価には影響しません）ただし、出来る限り口頭等での説明を受ける様にして下さい。
- ・サービス担当者会議、モニタリングについてはオンラインでの実施も可とします。
- ・模擬ケアプラン作成については見学・観察実習内では実施しません。よって実習先での紹介を受ける必要はありません。本年度は共通の事例を用いプラン作成をして頂く事とします。共通事例及び様式については、後日、山梨県介護支援専門員協会ホームページに掲載します。

【受け入れ事業所】

- ・実習実施の可否については事業所の判断でお願い致します。なお、実習生の受け入れた後の中止については速やかに実習生にその旨をご連絡の上、山梨県介護支援専門員協会まで連絡をお願い致します。
- ・見学・観察実習については、原則説明会の通りのプロセスでお願いをしておりますが、感染状況等を踏まえ、実施が出来ないプロセスについては未実施でも構いません。ただし、可能な限り口頭等でプロセスの説明をお願い致します。その場合の出席確認表の実施時間数等については空欄のまま構いません。また、サービス担当者会議及びモニタリングについてはオンラインで実施して頂いても構いません。
- ・模擬ケアプラン作成実習は、見学・観察実習の中では実施しない事となりました。よってケースの紹介は必要ありません。